

## 平成26年度第2回瑞浪市子ども・子育て会議議事録

平成26年7月24日 13:30～  
瑞浪市役所 全員協議会室

出席委員：酒井委員、橋本委員、楯委員、各務委員、出村委員、岩垣委員、小倉委員、  
北原委員、竹内委員、渡邊委員、小栗委員、永島委員、安達委員、伊藤委員、  
石川委員、山内委員、岡崎委員、稲垣委員、足立委員

欠席委員：遠山委員

傍聴人：なし

事務局：伊藤民生部長、正村民生部次長、安部係長、日比野主査

事業計画委託業者：㈱名豊 藤本氏

### 1. あいさつ（会長）

今回は、新しく委員になられた方もみえましたので、新制度の概要と支援事業計画策定のスケジュール等を説明していただきました。今回は、量の見込みと確保にあたっての方向性、それから、基準制定を必要とする条例案について事務局より説明があるので、皆さんからの意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

### 2. 議題

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保にあたっての方向性について

##### 《㈱名豊より資料1について説明》

##### ○時間外保育事業について

委員：保育士を確保していただくのはありがたいと思いますが、子どもの心の問題を軽減していただけるほうが大事だと思います。

委員：子どものことを考えると、夜遅くまで預けることは疑問に思うこともありますが、仕事や母子等の家庭環境によって生活していくために仕方がない家庭もありますので、時間外保育事業を実施する施設は必要だと考えています。

委員：仕事の就業形態やシフトの関係で夜遅くまで働かなければいけない母親もいますので、時間外保育事業を実施する施設は必要だと思いますが、子どもと少しでも一緒に過ごすことが良いと伝えられる場所であることや、母親の気持ちもしっかりと汲み取っていただける場所であってほしいと思います。

会長：大きな課題だと思います。子どもの立場と保護者の立場の両面を見ながら、いかにフォローできるかが今後の課題だと思います。

##### ○放課後児童健全育成事業について

委員：長期休暇中の利用が増えていまして、定員を超えて利用希望があるため、指導員の

確保等が課題となっています。また、放課後児童クラブにおいても、保護者と過ごす時間を大切にしてほしいと考えていますので、そういう環境を作るような会社・企業の努力も必要だと思います。

**会長**：実績値に比べて見込み値がかなり多いですが、各クラブに余裕はあるのですか。

**委員**：どのクラブも余裕は無いです。

**委員**：小学校でも、親が仕事で忙しすぎて、寂しい思いをしている児童が何人かいます。それも小さい頃から長期間続いている児童もいます。そのなかで、親との触れ合いが少ない児童についての支援も子育て支援事業として考えるべきだと思います。

**会長**：子どもの心を豊かに育てていくことが必要なので、それに対して家庭・学校・行政がいかに取り組んでいくのが重要だと思います。支援員を付けないといけない児童が増えてきています。その原因は、小さい頃からの子育てだと思います。それを解決しないと支援事業として成り立たないと思います。

**委員**：放課後児童クラブの事業は、テレビ等でも取り上げられて注目されていますし、条例化の動きも出ていますので、何でも預ければ良いという方向にならなように、条例の中である程度の縛りを作っても良いかなと思います。

**会長**：全小学校区にクラブを創設する予定はあるのですか。

**事務局**：現在、陶小学校区以外にクラブが創設されています。（日吉小学校区は季節学童）陶については、児童館において小学生の放課後居場所づくりは充足していると捉えています。

**会長**：アンケート結果によると、今後利用が増える見込みになっておりますので、行政と各クラブが連携を取りながら今後の方向性を検討していただきたいと思います。

#### ○子育て短期支援事業について

**会長**：この事業は、未実施ですが、今後の方向性としては決まっていますか。

**事務局**：この事業は、児童養護施設等で一時的に児童を養護・保護する事業となりますが、瑞浪市内に施設が無いことと、やはり委託等の費用が必要となりますので、ニーズ等の状況をみながら検討していきたいと思います。

#### ○地域子育て支援拠点事業について

**委員**：市内に地域子育て支援センターが4箇所あるので、子育て相談や情報交流に利用していただきたいと思います。

**委員**：週に2、3回利用しています。子どもを遊ばせる場所があることや、交流の場があることで助かっています。今後の見込み値が実績値の1.5倍ぐらい増える見込みとなっていますので、施設の増設等をしないと、利用したくても利用できない状況になるのではないかと心配です。それから、一般の方へ支援センターの情報が浸透していないと思いますので周知・啓発に力を入れていただきたいと思います。

**委員**：確かに、利用が増えることは良いことだと思いますが、近所や知り合いなどの自分の周りで助け合える仲間・交流の場があること、保護者が自分達で交流する活動をす

ることも大切なことだと思いますので、単純に利用人数を増やすという事業になってはいけないと考えています。

#### ○病児病後児保育事業について

**委員：**実績値と見込み値がかけ離れているため違和感があります。現在、1日2名という定員があると思いますが、風邪が流行る時期には利用できない児童も出てくるのではないかと思います。その対策としては何かありますか。

**株名豊：**見込み値は、病後児保育を利用したいと思う方の利用希望日数から算出しています。

**事務局：**現在、1日2名まで利用可能ですので、単純に年間で700人以上受け入れることができますので、見込み値のニーズに対応できる体制にはなっていると思います。ただ、風邪等が流行る時期には、2名以上の希望があるかもしれませんが、保育士・看護師をその時期だけ確保することは難しいと思いますので、現状の体制で実施していきたいと考えています。

#### ○利用者支援事業について

**会長：**新しい事業だと思いますが、事業を実施する場所を将来的に作るのですか。

**株名豊：**国から示されている事業のイメージは、行政の窓口で対応する場合と、子育て支援センター等で相談を受けるような形態があります。市町村の実態に応じて事業を立ち上げていくことになると思います。

**事務局：**確保にあたっての方向性の中で専門相談員を配置すると記載していますが、相談員単独の配置は難しいと考えています。今のところ、子育て支援室の中で職員が相談員として兼務する形になるのではないかと想定しています。

### (2) 基準制定を必要とする事項の条例案について

#### 《事務局より資料2～5について説明》

#### ①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

**事務局：**瑞浪市の実情が、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性がないことから、国の基準を用いて瑞浪市の基準として条例を策定していく予定です。

**委員：**今後は、小規模な保育がとても重要な事業になると思います。家庭的な雰囲気の中かで保育ができることや、子ども一人一人が自己主張が出来る環境は小規模の良さだと思います。

#### ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について

**事務局：**瑞浪市の実情が、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性がないことから、国の基準を用いて瑞浪市の基準として条例を策定していく予定です。

～意見なし～

### ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

**事務局**：瑞浪市独自の基準として、次の3点を定める予定です。

- ・「支援の単位として児童数をおおむね40人以下とする」の後に「ただし、利用者に支障がない場合は、この限りでない」と但し書きを加える。
- ・開所時間を「1日3時間以上」という国の基準よりも高い「1日5時間以上」とする。
- ・開所日数は特定の日数は定めず、「事業所ごとに決定する」とする。

**委員**：職員の項目で「放課後児童支援員」と記載がありますが、言い慣れている「指導員」に変えてはいけませんか。

**事務局**：職員の項目以外にも「支援」という言葉が使われておりますので、「支援員」で一させていたいただきたいと思います。

**委員**：瑞浪市の独自の基準で、利用者に支障がない場合には40人以上でも認めると定めていますが、利用者に支障がないと決めるのは誰になるのですか。

**事務局**：事業者で判断することになると思います。利用者が増えていくと面積要件で最大受入れ人数を出すことが出来ますので、その数値までは支障がないと判断できるのではないかと考えています。

**委員**：児童数を40人以上でも認める場合は、支援員の数もそれに合せて増えなければいけないと思います。安全基準を満たすことが基本だと思いますので、支援員の基準も定めるべきだと思います。

**事務局**：次回の会議までに定めてお示しします。

**委員**：補助員の規定が書かれていませんが、どういう人が補助員になれるのですか。

**委員**：専任指導員以外のパートやアルバイトの方になります。

**委員**：関係機関との連携の項目で、密接な連携を取ると記載してありますが、具体的にどの部分まで踏み込んで連携していけば良いのでしょうか。

**事務局**：国の基準では、個人情報の保護・秘密の保持には十分配慮を払うとしておりますので、よろしくをお願いします。

**会長**：それでは、これで会議を終了します。ありがとうございました。

以上